

活動費助成事業QA

参考資料: 全国子ども宅食実施団体への活動助成事業補助要綱および申請・実施報告マニュアル

カテゴリー	質問	回答	参考
対象団体	この助成金を受けられる対象には、通常の子ども食堂も入りますか？	この助成金は厚労省の要綱上、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等が対象となります。 ただ、応援団で実施する事業としては、子ども宅食事業のみ対象とします。対象とする事業は各中間支援法人によって異なりますので、ご確認ください。	受託団体一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000894616.pdf fbclid=IwAR1aoL17qXBZL_DXWvcY08BjD0v6G1Rlaa21YOfwCl_IzKnP_MR0Rn2T_d4
対象事業	宅食から始まる伴走の為の困りごとサポートとしては使えるでしょうか？ ○洗濯や掃除や片付け ○調理と一緒に買い物 ○一緒に通院 ○とにかく赤ちゃんを抱いて欲しい、訪問して傾聴、一緒にご飯たべて傾聴 ○行政と繋げる為の連携と送迎..など	家事サポートや同行支援などに係る人件費は対象になりません。 例えば、食材を持って行って調理の支援を行う、宅食のお届けと併せて相談支援マニュアルP25を行う、などは対象になると思います。	
対象世帯	ひとり親世帯等、というのは、両親と障がい児の家庭は対象外でしょうか。	ひとり親家庭に限らず、支援が必要なご家庭は対象としていただいで構いません。ただし、今回は「緊急食支援」が目的となっている事業ですので、それに照らしてご判断いただければと思います！	マニュアルP21
対象世帯	支援先はお子さんがいらっしゃる世帯が多いですが、高齢の単身にも支援をしております。このケースも対象になりますか？	高齢者世帯への支援は今回は対象になりません。	マニュアルP21
対象世帯	「ひとり親家庭等のこども」ということなので、ひとり親世帯に限らない、という理解で大丈夫ですか？	ひとり親に限らなくて大丈夫です。	マニュアルP21
支援家庭リスト	支援家庭リストは、名前や連絡先の個人情報リスト提出が必要というの理解で宜しいでしょうか？	リストについては、提出までは求めない予定です。ただし、今後もしも監査など入った場合に備え団体の中で具備していただくことはお願いしたいと思っています。もちろん、個人情報は不要です。お名前+世帯人数がわかれば良いです(お名前もイニシャルや名字だけでも構いません)	マニュアルP22,46,47
支援家庭リスト	支援世帯が1,000以上と多数なのですが、1世帯ごとすべてのリストが必要ということでしょうか？	リストについては、今回の助成で支援対象となる世帯分のみOKです。何か新しく作ってもらうというよりは、今管理されているリストなどあればそれで十分です。	マニュアルP22,46,47
支援家庭リスト	利用家庭リストの名前、連絡先まで情報提供することに少し抵抗があります。趣旨はわかりますが、かなりの個人情報となります。世帯状況程度ならいいのですが...	支援家庭のリストは提供いただくことまでは求めない予定です。今後もしもの監査等の対応のため、団体さん側で保存しておいてほしいという趣旨です。また「何世帯・何人に食品を配布したのか」がわかるものであればよく、最低限お名前+世帯人数がわかればよいかと。(お名前も黒塗りしたり、イニシャルや名字だけでも構いません)	マニュアルP22,46,47
対象経費(全般)	家賃や光熱費など按分で予算を立てるなどは対象となりますか？	今回は期間が大変短いため手続きを出来る限り簡略化するという方針で、「食品購入費」「人件費」「燃料費」「消耗品費」のみを対象としております。	マニュアルP30-31
対象経費(全般)	食品サポート事業では、食品以外に生活雑貨も可能でしょうか？考えているものは、サランラップや生理用品などです。	今回は利用家庭へのお届け品として購入できるものは「食品のみ」です。	マニュアルP45
対象経費(食費)	子ども宅食でお届けする食品として、同じ法人内の別事業所で製造したお弁当を購入することは「食糧費」に認められますか？	対象外です。法人の中で利益が発生してしまう形になるかと思うので、そこは問題があると思います。	
対象経費(人件費)	この度の厚労省の事業ですが、事業費のうち本事業に携わる者の人件費は仮まで計上可能でしょうか？	人件費は上限が設定されておりません。ただ、経常的な管理経費は対象外になっておりますので、直接的に本事業に携わる者だけの人件費が対象となります。	
対象経費(その他)	備品購入費で食品回収にご協力いただいている店舗さんに置く回収ボックスの購入は可能でしょうか？	備品購入費に関して、厚労省の要領には記載されているのですが、応援団では「人件費」「食糧費」「燃料費」「消耗品費」を対象経費としています。	マニュアルP30-31
対象経費(その他)	燃料費は、配達時のボランティアさんへお支払するガソリン代は大丈夫でしょうか？その際、算定する基準は1キロ〇〇円とかですか？一回(一往復)〇〇円という団体もありますか？大体の数字を教えてください助かります。	対象になります。算定方法は、排気量に応じてこちらで指定する単価と走行距離で算出していただくマニュアルP43	

精算	この助成金の受取時期ですが、事業終了後の精算払いになりますか？	お支払いは基本的に精算払をお願いしたいと思っています。どうしても概算払が必要な団体さんとは別途ご相談させていただく予定です。
他の中間支援法人での事業	同じ厚労省の補助事業で、他の中間支援法人が出している公募にも申請できますか？また両方から助成を受けることはできますか？	原則、両方から助成を受けることはできません。 厚労省助成要領「2助成対象事業の内容(4)」の規定により、同一内容かつ同一マニュアルP53-54費目について複数の中間支援法人から助成を受けることが禁止されています。
他団体との連携	せっかくの機会なので、行政や教育委員会、園・学校、若者サポートステーションなどと連携し、こども宅食を実施したいが他団体との連携は可能でしょうか。	連携して事業を行うことは可能ですが、他団体に本助成金の中から資金を提供することは認められません。今回は、委託費は対象となっていないため、他団体への再委託の形は認められません。 ※例外あり
説明会	2/14の説明会に参加できないのですが、大丈夫でしょうか？	説明会は不参加でも大丈夫です。当日の動画を追ってお送りすることも可能です。